

ヒント！



何をもって「中核機関」の設置と捉えるのか？

「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」という点からみると、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備を進めることが急務となっていることから、ここでは中核機関は、必ずしも条例や計画に位置付けられていなくともよい、ある種「小さく生んで大きく育てる」という考え方をとります。

その場合、Ⅱ章で示したような望ましい機能から見て、どこが不十分、あるいは今後どのような点について強化が必要で、どのようにそれらの機能を高めていくのか、という点についての自己点検や第三者による評価の仕組み等があることが望ましいと言えます。

一方、事業の着実な進展という側面から考えると、中核機関等の設置と同時並行で市町村計画等を策定し、その計画の中で中核機関等の設置を謳っていくことが効果的ともいえます。